

学校番号 (86)
学校名 福岡市立東花畑小学校
校長名 園田 一浩
(生徒指導担当者 園田 宏朗)

令和3年度 東花畑小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、4月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取り組み内容の検討と改善、3月に次年度いじめ防止基本方針の提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- (1) 「いじめは決して許されないもの」であることの判断とともに、その実行性を全児童に培う。
- (2) いじめ問題に対して、学校・家庭・地域の一体的取組の推進を行う。
- (3) いじめの問題に取り組む組織を確立し、早期発見・即時対応を行う。

<東花畑小 いじめゼロ宣言>

- ・ いじめゼロみんなの思いやりがあふれる東花畑 (児童会スローガン)
- ・ 気持ちのよいあいさつをしよう
- ・ ふわふわことばをつかおう

2 いじめの未然防止 (未然防止のための取組等)

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 生徒指導に関する指導計画を立案し、推進する。
 - 指導の計画・実施にあたっての準備をする。
 - 生徒指導部会を毎月一回実施し、部会内において学校内外の生徒指導上の問題を共有するとともに、職員全体においても共有し、組織的解決を早期に図る。
 - 児童が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。
- (2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携
 - 家庭や地域、そして関係諸団体などと緊密に連携を取り、非行やいじめの防止、早期発見・指導を進める。

3 いじめの早期発見・即対応 (いじめの兆候を見逃さない取組等)

- (1) 東花畑小いじめ防止対策委員会は、学期に一回を原則とし、問題が生じた場合は、必要に応じて開催する。

- (2) 「いじめ対応マニュアル」(市教委作成)を活用し未然防止、早期発見・即対応に努める。
- (3) 「言葉・生活アンケート」の実施を行う。アンケート結果から、気になった児童が発見された場合には、即時に教員間や、その他の職員と連携し、情報収集とともに、解決を図るよう、組織的に対応する。

4 いじめに対する措置(ネット上のいじめ加害児童へ対応も含む)

- (1) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や背景等について、客観的な事実確認を行い、学校内での協議や対策も含めて、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童が抱える問題の解決を図り、再発防止の徹底を推進する。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (6) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、SCやSSWの専門家、教育委員会の支援チーム等の活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。

5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法 第28条関係)

- (1) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。
- (2) 重大事態などがあった場合は、職員終礼等で経過等の報告を適時行い、情報の共有を図るとともに、再発防止ための対策を構築し、取組を徹底する。
- (3) 児童の問題行動や事件・事故の防止のため、無届欠席があったときは、教頭に連絡し、校長・教頭・養護教諭等の応援をお願いし、家庭との連絡を徹底する。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、学校いじめ防止基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、集団づくり実践交流会等の事例検討会により、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関して、職員とともに高学年児童・保護者におけるメディア学習を実施し、その防止と早期対応について共有する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○名称 東花畑小いじめ防止対策委員会

○役割

- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割
- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当者 PTA会長 PTA副会長
自治協議会会長 青少年育成連合会会長 子ども会育成連合会会長
東花畑公民館館長 主任児童委員 民生・児童委員地区会長 民生・児童委員地区副会長
民生・児童委員校区幹事 体育指導委員 スクールサポーター スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称 東花畑小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当者 PTA会長 PTA副会長
自治協議会会長 青少年育成連合会会長 子ども会育成連合会会長
東花畑公民館館長 主任児童委員 民生・児童委員地区会長 民生・児童委員地区副会長
民生・児童委員校区幹事 体育指導委員 スクールサポーター スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校いじめ防止基本方針作成 生活アンケート	P D	学校いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会（共通 理解）	P P	
5	生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会	C	
6	生活アンケート（無記名）	D	校内いじめ防止対策委員会	C	
7	生活アンケート	D	集団づくり実践交流会 Q-U活用研修会 東花畑小いじめ防止対策委員会	C D C	
8	いじめゼロサミット2021参加	D	事例検討会 校内いじめ防止対策委員会（内容 検討と改善）	C C	
9	メディア学習（保護者参加） いじめゼロ実現プロジェクト 生活アンケート（無記名）	D D D	校内いじめ防止対策委員会	C	
10	言葉のアンケート	D	校内いじめ防止対策委員会	C	
11	Q-Uアンケート（未定）	D	校内いじめ防止対策委員会	C	
12	縦割り集会をしよう 生活アンケート	D D	東花畑小いじめ防止対策委員会	C	
1	言葉のアンケート	D	集団づくり実践交流会 校内いじめ防止対策委員会	C C	
2	お別れ集会をしよう 生活アンケート（無記名）	D D D	校内いじめ防止対策委員会	A	
3	生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会（次年 度提案） 東花畑小いじめ防止対策委員会	A	